

## 平成30年分以降の源泉徴収事務～配偶者控除・配偶者特別控除の見直し～

平成29年度税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。  
この改正により平成30年1月以降の毎月の給与等の支払いの際の源泉徴収の仕方は次のとおりとなります。

### 配偶者控除・配偶者特別控除の改正

#### (1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- 配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、**合計所得金額が1,000万円を超える**居住者については、**配偶者控除の適用を受けることはできない**こととされました。  
(改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無)
- 配偶者特別控除の対象となる**配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下**とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。  
(改正前：38万円超76万円未満)

#### 【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			＜参考＞ 【配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額】
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

**(2) 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更**

源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者（注1）に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。  
 また、同一生計配偶者（注2）が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

具体的な扶養親族等の数の計算方法は、次表の【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

- （注） 1 源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。したがって、上記(1)の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】において配偶者控除額又は配偶者特別控除額が38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円）となる配偶者がこれに該当します。
- 2 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます。
- 3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。
- また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の配偶者をいいます。

**【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】**

		居住者の合計所得金額 （給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額）			
		900万円以下 （1,120万円以下）	900万円超 950万円以下 （1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下 （1,170万円超 1,220万円以下）	1,000万円超 （1,220万円超）
配偶者の合計金額 （給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	38万円以下 （103万円以下）	1人 （配偶者が障害者に該当する場合は一人加算）	0人 （配偶者が障害者に該当する場合は一人加算）	0人 （配偶者が障害者に該当する場合は一人加算）	0人 （配偶者が障害者に該当する場合は一人加算）
	38万円超 85万円以下 （103万円超 150万円以下）	1人	0人	0人	0人
	85万円超 （150万円超）	0人	0人	0人	0人

（注） 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。